

那覇市立寄宮中学校いじめ防止基本方針

那覇市立寄宮中学校

令和3年2月 改訂

令和4年2月 改訂

令和5年2月 改訂

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 基本的な考え方

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、全職員がこれらを認識し、いじめを行うことは絶対に許さないという毅然とした姿勢で指導・支援に取り組んでいく必要がある。いじめの未然防止を図るために、いじめの早期発見や、いじめを認知した場合の適切かつ速やかな対応を図るため、寄宮中学校いじめ防止基本方針を定める。

2. 学校の現状

生徒会総務や各学級のリーダーを中心に生徒主体の学校行事を計画しながら異学年集団での活動を通して異学年交流や絆づくりなど積極的生徒指導を推進している過程である。職員の協力体制を密にした指導・支援を図りまた、教育相談支援員やサポーターとも密な連携を図り、不登校生徒の登校復帰を目指している。また、関係機関との連携強化も図っている。

生徒の様子は、全体的に元気があり、自主性や学習面でも成果が出るようになってきたが、安心、所属、承認、自立のポイントを意識して「自ら気づき、考え判断し行動する生徒」を育成したい。

「いじめ」に関しては、令和3年度6件認知、令和4年度は5件の認知があった。生徒が毎月のアンケートや教育相談等で教師に相談できる雰囲気づくりは今後も持続し改善を図っていく。校内適応指導教室（あすなる教室）で活動する生徒への対応を充実させ生徒の成長を待ちながらも生徒のニーズに合った支援を全職員で共通理解しながら指導・支援を行う。

① 学校いじめ防止基本方針

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ防止対策推進法 第十三条)

② いじめ定義

第二条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

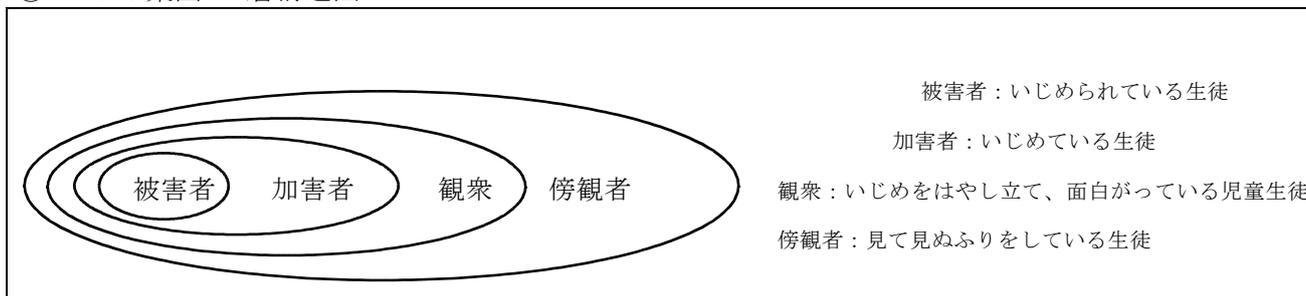
③ いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む必要がある。

いじめには様々な特質があるが以下の①～⑧は教職員が意識すべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは括弧教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割お果たし、一体となって取り組むべき問題である。

④ いじめ集団の4層構造図



3. いじめ防止等に関する基本的な方針

寄宮中学校においては、那覇市の基本方針に基づきながら、特に次のようなことについて留意して、「いじめのない寄宮中学校を目指して」学校教職員、家庭、地域社会、関係機関等との連携協力のもと、取り組むこととする。

(1) いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、生徒一人ひとりが、命の大切さを学び、思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのために、学校教育活動全体を通じた計画的にな指導を行うとともに、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや生徒のいじめをなくそうとする思いや活動を支援していく。

また、いじめの問題について保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識を持ち、連携していじめの防止等に取り組んでいく。さらに教職員一人ひとりが、インターネット等によるいじめや障害のある生徒がいじめ被害の当事者である場合などを含めて、いじめ問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう計画的な研修を実施し教職員の資質の向上を図る。

(2)いじめの早期発見

- ・「いじめはどの学校でも、どの生徒に起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。
- ・日頃から生徒や保護者が相談しやすい体制をつくり、教育相談などを計画的に実施する。

(3)いじめへの対処（いじめられた生徒への支援）

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ち、その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い折りに触れ必要な支援を行う。

(4)いじめへの対処(いじめた生徒への支援)

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

※いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5)いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

※いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではない。

※被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

※全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) 家庭や地域との連携

- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・状況に応じて、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ・本校のPTA、部活動保護者会と連携し取り組んでいく。

(7) 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(8) インターネットを通じて行われるいじめへの対応・対策

- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・情報モラルなどの啓発活動として、関係機関による安全学習講話を実施する。

※学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

4. 「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。

例①いじめられていても、本人がそれを否定する場合。

例②ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合

- ・上記の例に関しても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。

○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。

○ いじめ認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。

・教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対策が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる

● 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ どくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨ 性的いたづらをされる。

○ チェックリスト（学校用・生徒用・保護者用）

【学校用】学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしかどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。

- 人権を無視したあだ名(「ばいきん」、「〇〇菌」)がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

【生徒用】いじめに関する自己チェックリスト

☆いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

次の項目について、「Aよくあてはまる B少しあてはまる Cあまりあてはまらない Dまったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。 (A - B - C - D)
- 2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。 (A - B - C - D)
- 3 ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。 (A - B - C - D)
- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんななどすることは面倒くさい。 (A - B - C - D)
- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。 (A - B - C - D)
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。
(A - B - C - D)
- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。(A - B - C - D)
- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいになりたい。(A - B - C - D)
- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかの子にやってもらいたい。(A - B - C - D)
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。
(A - B - C - D)

【保護者用】家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなつたり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かつたり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。

- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法第二十二条）

・いじめの防止等を実行的に行うために、次の機能を担う。「寄宮中学校いじめ防止対策委員会」（生徒支援委員会と併用）を設置する。また、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を以下のように置く。

①名称：「いじめ防止対策委員会」

※毎週1回、定期的に開催する。いじめ事案の発生時は緊急開催とする

②目的：基本方針策定、取組と対処

③事業内容：事実関係及び原因追及調査、対応

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、校内適応指導教室担任、特別支援コーディネーター、スクールサポーター、寄り添い支援員。※場合によっては、スクールカウンセラー、その他校長推薦（外部有識者・学識経験者・関係機関（警察・弁護士・保護司）も参加する。

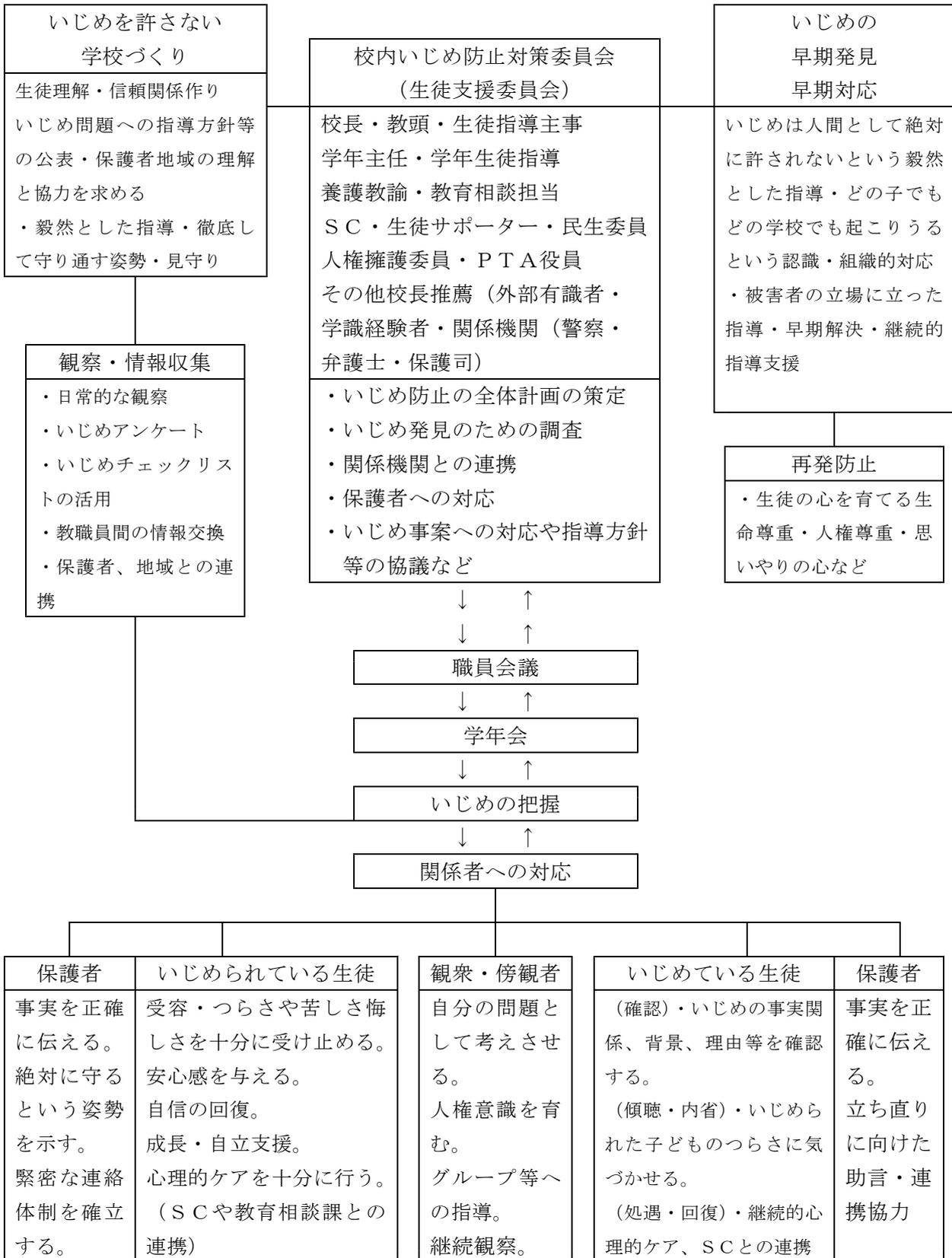
組織の役割

- ・未然防止の取り組み
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
- ・いじめの疑い、児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識
- ・児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式・始業式等での生徒・保護者への周知）
- ・定期及び緊急アンケート・面談・聴取の実施 ※感染症感染拡大にともなう臨時の学校休業期間があった場合、登校再開後に教育相談アンケートを実施し、生徒の状況把握に努める。
- ・いじめ認定
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・重大事態への対応

6. いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制

①いじめ防止のための校内体制



②関係機関一覧 →参照【教育計画『生徒指導』の中の「県内における相談機関】

第2 いじめ防止等のための対策の内容

1. いじめを未然に防止するための取り組み

(1) 教職員

①学級担任及び教科担任

- ア 「道徳」「学活」及び「人権教育」等を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業を進める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長させたりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- オ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。
- カ 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

②養護教諭

- ア 学校保健員会等の学校教育活動の様々な場面で「命の大切さ」を取り上げる。

③生徒指導主任

- ア いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

④管理職

- ア 全体集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ウ 生徒が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- エ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

(2) 生徒

- ①自分の考えや思いを相手に伝える表現力や相手の気持ちを思いやる心、協調性及び人権意識を高める。
- ②友だち同士認め合ったり、協力し合ったり、相手の人間性を尊重することの大切さを常に意識し、集団の質の向上を図る。

(3) 保護者・地域

- ①三者面談、PTA活動及び部活動保護者会、授業参観日などあらゆる機会を利用して、保護者(地域)との連携を十分に図る。
- ②PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。
- ③学校警察連絡協議会、市及び校区别生徒指導連絡会などを定期的に開催することにより、関係機関との連携を十分深めておく。

2. いじめの早期発見に向けての取り組み

(1)教職員

①学級担任及び教科担任

- ア 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう行動観察する意識を保つ。教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する
- イ 休み時間、放課後の生徒との何気ない雑談等から、交友関係や悩み、不安を把握する。
- ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- エ アンケートの実施(学年主任、学年生徒指導係への連絡・相談を必ず行う)

②養護教諭

- ア 保健室を利用する生徒との雑談等で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を逃さずに悩みを聞く。
- イ 管理職、学年主任、学年生徒指導係、担任、生徒指導主事と情報共有を行う。

③生徒指導主任

- ア 学級担任と連携し、定期的なアンケート調査や教育相談などの実施に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、他機関の電話相談窓口について周知する。
- ウ 休み時間や給食準備時間などでの校内巡視や放課後の校区内巡回などにおいて、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

④管理職

- ア 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するようにする。

(2)保護者・地域

- ①家庭での変化等を見逃さず、積極的に相談できる体制をつくる。
- ②地域より、登下校時、放課後の様子などを寄せてもらえるような体制をつくる。

3. いじめの早期解決に向けての取り組み

(1)基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2)情報収集

①学級担任及び教科担任・」養護教諭等

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、すぐに連絡し複数の教員が直ちに現場に駆けつけ別の場所へ移動し対応する。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ウ いじめの発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- エ 発見した際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行う。
- オ いじめをした生徒が複数いる場合には、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。事前に情報共有を行ったあとに聞き取りを行う。必要であれば複数で対応する。
※寄宮中学校いじめ防止対策委員会を設置し対応を協議する。生徒指導委員会と併設
- カ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集め、得られた情報は確実に記録に残す。
- キ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(3) 指導・支援体制を組む(寄宮中学校いじめ防止対策委員会)

① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

- ・被害生徒、加害生徒への対応
- ・各保護者への対応
- ・教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無

② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要。

③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④ 現状を常に把握し、随時、指導支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(4) 生徒への指導・支援

① (被害生徒への対応)

- ア 被害生徒、被害を知らせてくれた生徒の安全を確保するとともに、生徒本人への安全の保証を伝え、不安を取り除く。
- イ 被害生徒が信頼する人物(親しい友人や教職員、家族、地域住民等)と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ウ 被害生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② (加害生徒への対応)

- ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 必要に応じて、別室指導や出席停止制度を活用し、被害生徒が落ち着いて教育を受ける権利の確保を図る。
- ウ 指導が十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署と連携して対応する。
- エ 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、根本解決を目指す。
- オ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

③ (学級担任等)

- ア 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- イ 傍観者的な生徒に対しても、当事者意識を持たせ、仲裁はできなくとも、誰かに知らせることができる勇気を持つよう指導する。
- ウ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ (寄宮中学校いじめ防止対策委員会)

- ア 状況に応じて、スクールカウンセラーや教育相談員等の協力が得られるよう、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援の行う。
- ウ 指導記録簿等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

(5) 保護者との連携

- ① 家庭訪問(被害生徒、加害生徒家庭。または、担任を中心に複数人で対応)などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② 被害生徒の安全保証や秘密の保持を約束し、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(6) P T A及び関係機関等との連携

- ① 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協

力を図る。

②学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

③より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3. ネット上でのいじめの対応

(具体的な対応：迅速・確実・丁寧)

※必ず学年、生徒指導主事、管理職に報告する。

※県警サポートセンター、学校教育課、那覇警察署に連絡し対応を考える。

○書き込み内容をプリントアウトし内容を保存する。

○トップページを表示し、「管理者のメール」「お問い合わせ」をクリックする。

○管理者に削除依頼内容を書き込み、メールする。

○管理者が不明や依頼しても削除されない場合は、プロバイダ(サービス提供会社等に削除依頼する)

○管理者やプロバイダに依頼しても削除されなければ、警察や法務局に相談する。

引用文献 嶋崎正男著「脱いじめ」の処方箋

4. ネット上でのいじめに対する対策

(1)発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、いじめを防止し、効果的に対処できるように必要な学ぶ機会として関係機関による安全学習支援授業を実施する。

5. 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法 第二十八条)

(1)危機対応のチーム (クライシス・レスポンス・チーム)CRT

◎チーム編成について

※事故発生時にはキーパーソンがそろっているとは限らない

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・他

ア) 通常の校務分掌とは別に、その場に応じて編成する

イ) いろいろな事例を想定しながら、定期的に模擬訓練(シミュレーション)しておくことが大切である

ウ) 教職員は、複数の役割が担当できるように心得て

〈対応の全体像〉

事件・事故発生→報告→情報収集・整理→対応組織作り→対応策検討→情報提示→対応実施→継続的な対応→対応の評価

(2)重大事態と対応

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ③調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及び保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 報告義務

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
(いじめ防止対策推進法 第三十条)

- ①重大事態が発生した場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、その旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(4) 重大事態の発生と対応

①危機対応の3段階

- ア 事前対応 あらゆる危機の発生を事前に想定し、危機の発生を未然に防止するための予防的対策。
- イ 発生時対応 危機発生直後に危機の被害を最小限に食い止め、迅速に危機を解決し、危機以前の安全な状態を早期に回復するために講ずる緊急の対策。
- ウ 事後対応 危機が一応おさまった段階で、危機を安全に解決ないし克服するための中・長期的な対策を含め、2次被害や危機の再発防止へ向けての対策、さらには危機の体験を通して得た教訓を生かした危機教育活動等。

②危機レベルの判断について

- ア 個人レベルの危機：教師や保護者及び専門家等による当該生徒及び教職員への個別的危機対応の支援を要する。
- イ 学校レベルの危機：学校の教職員、生徒、保護者を含めた全体の協力体制のもとでの危機対応を講ずる必要がある。
- ウ 地域社会レベルの危機：学校の救援専門機関や地域社会の人々との迅速な連携の基に支援を要請し対応する。

③危機対応の目的

- ア 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
- イ 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
- ウ 学校・教職員と生徒・保護者・地域社会等の信頼関係の向上を図ること
- エ 危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

④学校危機対応のポイント

- ア 迅速かつ的確な初動対応
- イ 指揮系統の明確化
- ウ 情報集約・情報管理の徹底
- エ 情報の共有と役割分担の明確化
- オ 保護者・関係機関等との密接な連携

⑤学校危機・トラブルの誘因や原因

- ア) 教職員による不適切な発言や文書
- イ) 担任や部活動顧問による問題の抱え込み
- ウ) 初動対応の遅れ

エ) 特別指導のあり方

オ) 保護者との話し合いや対応

⑥ 危機対応の基本的な流れ

ア) 事件・事故対応のための基本的組織

本部長 : 校長

副本部長 : 教頭

部員 : 関係職員

イ) 危機対応の基本的な流れ

① 危機発生時対応

事故発生→校長・教頭に連絡→対策本部の設置

【活動内容】

- ※生徒の安全確認 ※事実の確認 ※当該保護者への対応 ※関係機関への対応
- ※事実の記録(時系列でまとめる) ※PTA役員への報告
- ※対策の検討(教職員への報告と情報共有) 迅速で適切な指示・判断と人員の配置等

(5) 自殺、自殺未遂が起こった場合の対応

※素早く状況を把握しながら、目の前の当面の対応をしつつ、並行して対応体制を整える。

- ① 校内で起こった事案の場合・・・現場での応急措置や居合わせた生徒への対応。外部からの問い合わせへの対応、警察との連携、報道への対応。
- ② 生徒の対応は、伝達内容を全教職員が確認し、学校において「亡くなった事実」「自殺企図、未遂の事実」を伝える。自殺に関わった恐れのある生徒等には特別な配慮を行う。
※SCとのカウンセリングを受けるなどの心のケア
- ③ 調査は慎重に行う。
- ④ 「いじめ」が1つの要因と考えられる場合は、必ず保護者の了承を取って、関係者からの聞き取りを行う。その際には、遺族に対して正確な情報提供に努め、今後の調査の進め方等を説明する。
- ⑤ 心のケア・・・ケア会議(校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、SC、学年主任)を開く。必要に応じて、関係する担任や部活動顧問も加わる。

○配慮が必要なケースのリストアップを行う。

- ① 一般的な反応(心と体に起こること)
- ② 反応の有無にかかわらず配慮が必要な子ども
 - ・ 自殺した子どもと関係の深い人(喪失と関係性)
 - ・ 元々リスクのある人(以前からの課題)
 - ・ 現場を目撃した人(トラウマ)
 - ・ 生徒、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。
 - ・ マスコミ対応は、窓口を一本化して部屋を準備し、公開可能な情報は掲示する。
 - ・ PTA役員や学校評議員、地域の関係団体の支援を得て、全保護者への説明責任を果たす。
 - ・ 2次的問題(自殺の連鎖(後追い))を防止するために、情報収集に努めるとともに、相談体制を整える。

※アンケートを実施することがありますが、時期、実施主体、記載場所、ケア態勢などについて確認する。実施の判断を含めてスクールカウンセラーなどに助言を受ける。

※学校再開の準備、クラスでの伝え方をスクールカウンセラー等の助言を受け、教師同士で十分に打ち合わせをする。

参考文献 文部科学省「生徒指導提要」

文部科学省「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

6. 学校評価における留意事項 (学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について評価が行われるようにしなければならない。

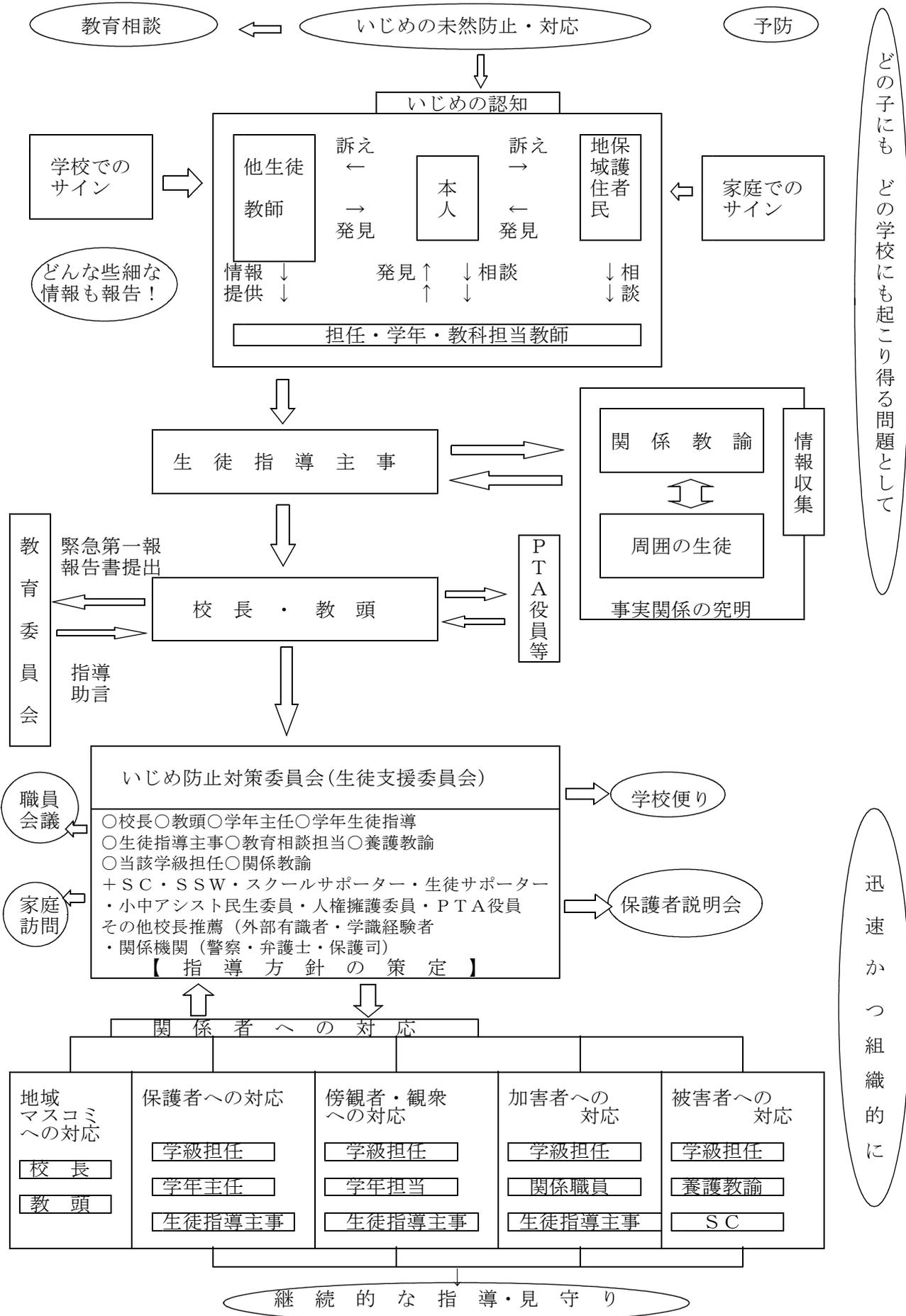
- 本校のいじめ防止基本方針が明確に運用され、全生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に評価項目(いじめの未然防止や早期発見に関する取り組み等)を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行う。
- 令和3年度学校評価の結果
 - ・(教師設問)教育相談や生徒指導の充実に努めいじめのない学校づくりに貢献している。→100%
 - ・(生徒質問)学校はいじめがなく安心して過ごせる場所である。→82%
 - ・(保護者設問)学校はいじめ防止に努め子どもにとって安心な場所である。→88%

7. 指導計画

・年間指導計画

月	職員会議	防止対策	早期発見
4	職員会議 いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会)	基本的な生活様式の確認 昨年度からの生徒情報の引き継ぎ 学級組織構築 人権の日 いじめ防止基本方針の全体確認	学校生活アンケート 家庭状況調査 学級保護者会
5	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会	生徒総会 人権の日	学校生活アンケート
6	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会	平和学習月間 人権の日	学校生活アンケート 教育相談旬間
7	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会 学年会(休業前まとめ)	三者面談 人権の日	学校生活アンケート 三者面談
8	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会)	リーダー研修 校内研修 人権の日	学校生活アンケート
9	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会	人権の日	学校生活アンケート
10	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会 学年会(学期まとめ)	教育相談旬間 人権の日	学校生活アンケート 教育相談旬間
11	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会	旅行行事による人間関係の構築 人権の日	学校生活アンケート
12	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会 学年会(年末まとめ)	いじめアンケート 人権の日 三者面談	学校生活アンケート
1	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会	三者面談 人権の日	学校生活アンケート
2	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会 次年度対策計画検討	学校評価(生徒指導・いじめ対策) 人権の日	学校生活アンケート
3	いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会) 学校警察連絡協議会 次年度対策計画検討 学年会(学期の確認)	人権の日 新入生情報交換・事前指導 次年度引き継ぎ	学校生活アンケート

【 いじめ発生時の組織的対応 】



重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「寄宮中学校いじめ防止対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をする
- ・いじめの事実を確認を速やかに行い、確認結果を設置者へ報告する
- ・PTA役員への報告・相談をする

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告
※設置者から地方公共団体の長等に報告

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」※生徒が自殺を企図した場合等

イ 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

※年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を行う
※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

〈 学校が調査主体の場合 〉

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応をする

● 学校の職員中心に重大事態の調査組織を設置

※いじめ防止対策委員会は校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護 教諭、スクールサポーター、特別支援コーディネーター、小中アシスト相談員、寄り添い支援員に加え、専門的知識・経験を有する者等の参加

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

● 調査結果お学校の設置者に報告 ※設置者から地方公共団体の長等に報告

● 調査結果を踏まえた必要な措置

〈 学校の設置者が調査主体の場合 〉

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(いじめの防止等に関する普及啓発協議会(文部科学省)より)